

職員が仕事と子育てを両立することができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年10月 1日～令和4年 3月31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

●令和1年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

●令和1年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度の利用を促進する。

<対策>

●令和1年10月～ 制度の周知及び促進

●令和1年10月～ 職員会議等による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：事業所内保育施設を設置し、職員の仕事と子育て両立を支援する。

<対策>

●令和1年10月～ 利用の促進

●令和1年10月～ 職員会議等により職員への周知